

④ 欧州独自の環境マネジメントシステムの取組

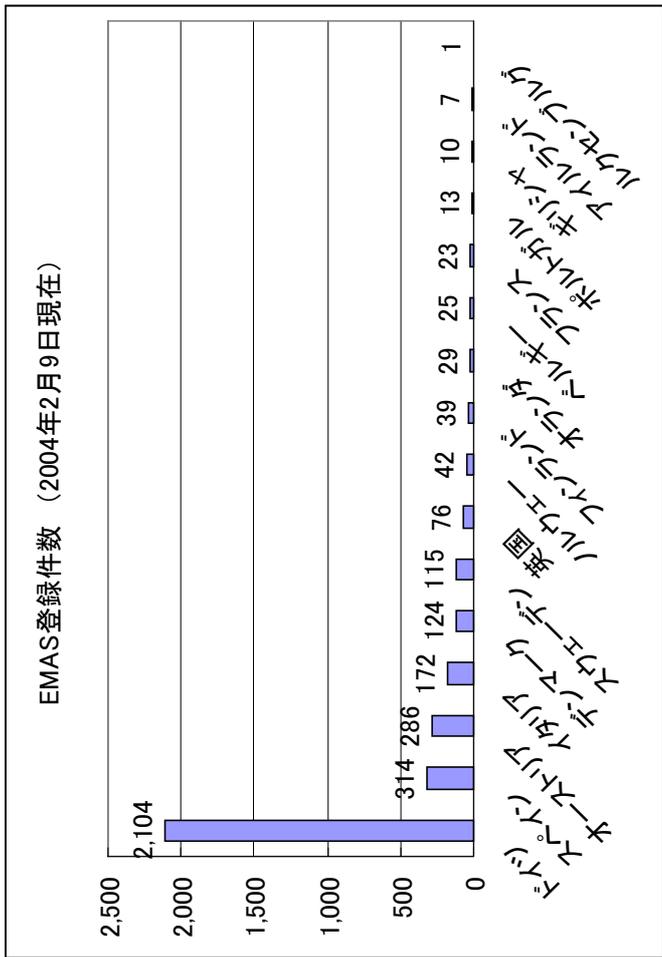
EMAS の内容

- 1993年に制定され、1995年から本格運用、2003年に改訂されている。
- 環境マネジメントシステムに加え、環境声明書の作成と公表、環境認証人による認証が求められている。
- ISO 14001 と EMAS の比較

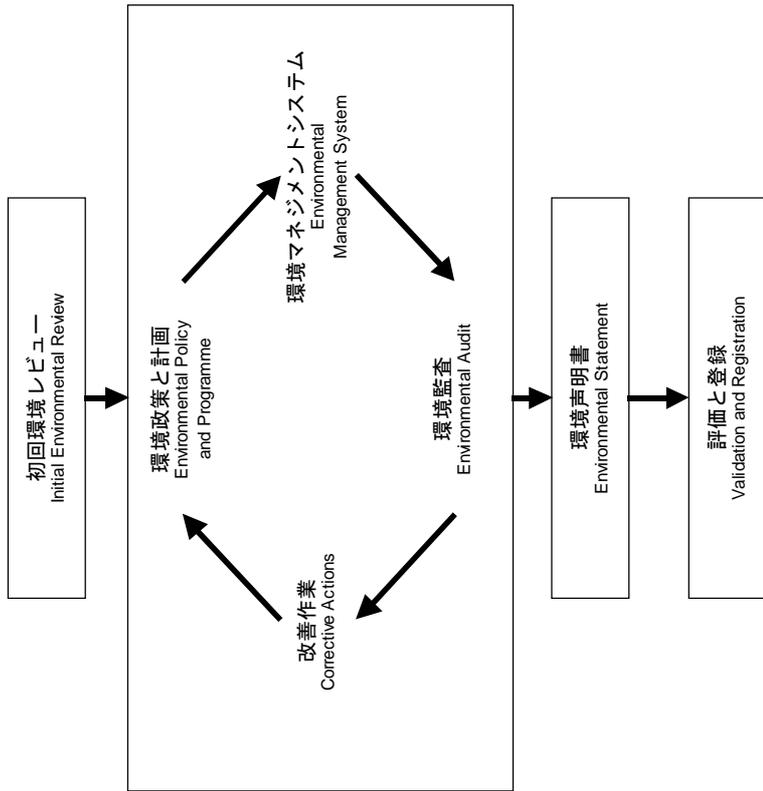
	ISO 14001	EMAS II 761/2001/EC
対象範囲	全般	全般
初期環境レビュー	任意	要求される 組織自体によるレビュー、または外部機関によるレビューが必要
環境法規制遵守	遵守の「仕組み」が必要	要求される 法規制を遵守していない場合、環境声明は有効とされない
環境パフォーマンスの改善	「システム」の継続的改善が必要	要求される
環境声明書（活動の報告、方針、目的と目標、環境マネジメントプログラムを含む）	不要（方針のみ）	要求される印刷物またはホームページ上で一般市民が入しやすいように公開が必要 地域への説明責任を確実にすることが目的 ・ 環境政策と EMS の要約 ・ 重大な直接・間接的環境側面に関する記述と影響 ・ 上記に関する環境目的、目標 ・ 環境目的、目標に対するデータのまとめ（年次データ） ・ 法的要件に対する活動、環境パフォーマンス等に関する情報 ・ 環境認証人氏名等
環境声明書の検証	不要	要求される環境監査人／認証機関による検証が必要
環境関連業者の管理	コミュニケーション及び運用管理の範囲で管理。法的要求事項があれば従う。	組織による監視
間接環境側面：設計デザイン・開発・包装・輸送・購入等	企業の自主性にまかされる	明確に要求
環境パフォーマンス評価	システムの結果として達成されると考える	要求される 数値を含めた証拠が必要
ロゴ（認証マーク）	無	有2種（マネジメントシステム認証と環境声明に対する証明）



EMAS のフロー図



2003年12月31日現在 登録件数 3,498件



EMAS の HP をもとに作成